

(案)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

平成 18 年 10 月 31 日付け厚生労働省発食安第 1031004 号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、次のとおり回答します。

記

以下の場合には、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合。

1. 別紙に掲げる、指定添加物 91 品目に係る 92 成分規格、既存添加物 27 品目に係る 27 成分規格及び「合成膨張剤」の成分規格に関して、試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正すること。
2. 別紙に掲げる、既存添加物 22 品目に係る 22 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格に関して、動植物及び微生物の定義の明確化のため、これらに学名を付記すること。
3. IUPAC 命名法に基づく名称や日本工業規格番号を付記すること及び構造式の記載法や用語、用例等の統一を行うこと。

1. 成分規格が改正される添加物及びその成分規格並びに一般試験法の改正により規定が変更される添加物及びその成分規格（〔 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

亜酸化窒素、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸 2-グルコシド、アスパルテーム、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、アミルアルコール、 α -アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、イオノン、イソアミルアルコール、イソオイゲノール、イソブタノール、イソプロパノール、 γ -ウンデカラクトン、エステルガム、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、エチルバニリン、2-エチル-3-メチルピラジン、塩化カリウム、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、 β -カロテン、ギ酸イソアミル、キシリトール、クエン酸イソプロピル、グリセリン脂肪酸エステル、グルコン酸、グルコン酸カリウム、グルコン酸第一鉄、グルコン酸ナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サリチル酸メチル、次亜硫酸ナトリウム、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、シトラール、1,8-シネオール、食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色 40 号、食用赤色 40 号アルミニウムレーキ〕、シリコーン樹脂、シンナムアルデヒド、水酸化カリウム〔水酸化カリウム、水酸化カリウム液〕、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ソルビタン脂肪酸エステル、D-ソルビトール〔D-ソルビトール〕、チアミン硝酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩、デカン酸エチル、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、銅塩類（グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。）〔グルコン酸銅、硫酸銅〕、dl- α -トコフェロール、2,3,5-トリメチルピラジン、乳酸、 γ -ノナラクトン、ノルビキシンカリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシンナトリウム〔水溶性アナトー〕、パラメチルアセトフェノン、ビオチン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、氷酢酸〔酢酸〕、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、ブタノール、プロパノール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸アリル、ヘプタン酸エチル、ベンズアルデヒド、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリイソブチレン、ポリビニルポリピロリドン、ポリブテン、マルトール、D-マンニトール、DL-メチオニン、5-メチルキノキサリン、メチル β -ナフチルケトン、モルホリン脂肪酸塩、葉酸、リナロオール、リン酸三カルシウム

②既存添加物

アルギン酸、ガティガム、カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、ケイソウ土、シェラック、シクロデキストリン〔β-シクロデキストリン〕、タルク、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、*d*-α-トコフェロール、トラガントガム、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、パーライト、微結晶セルロース、ビートレッド、粉末セルロース、ヘキサン、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、流動パラフィン

③「合成膨張剤」の成分規格

2. 学名が付記される添加物

①既存添加物

ウコン色素、ガティガム、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、キラヤ抽出物、コチニール色素、シェラック、タウマチン、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、トラガントガム、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、ビートレッド、ブドウ果皮色素、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、マリーゴールド色素、ミツロウ

②一般飲食物添加物

ブラックカーラント色素